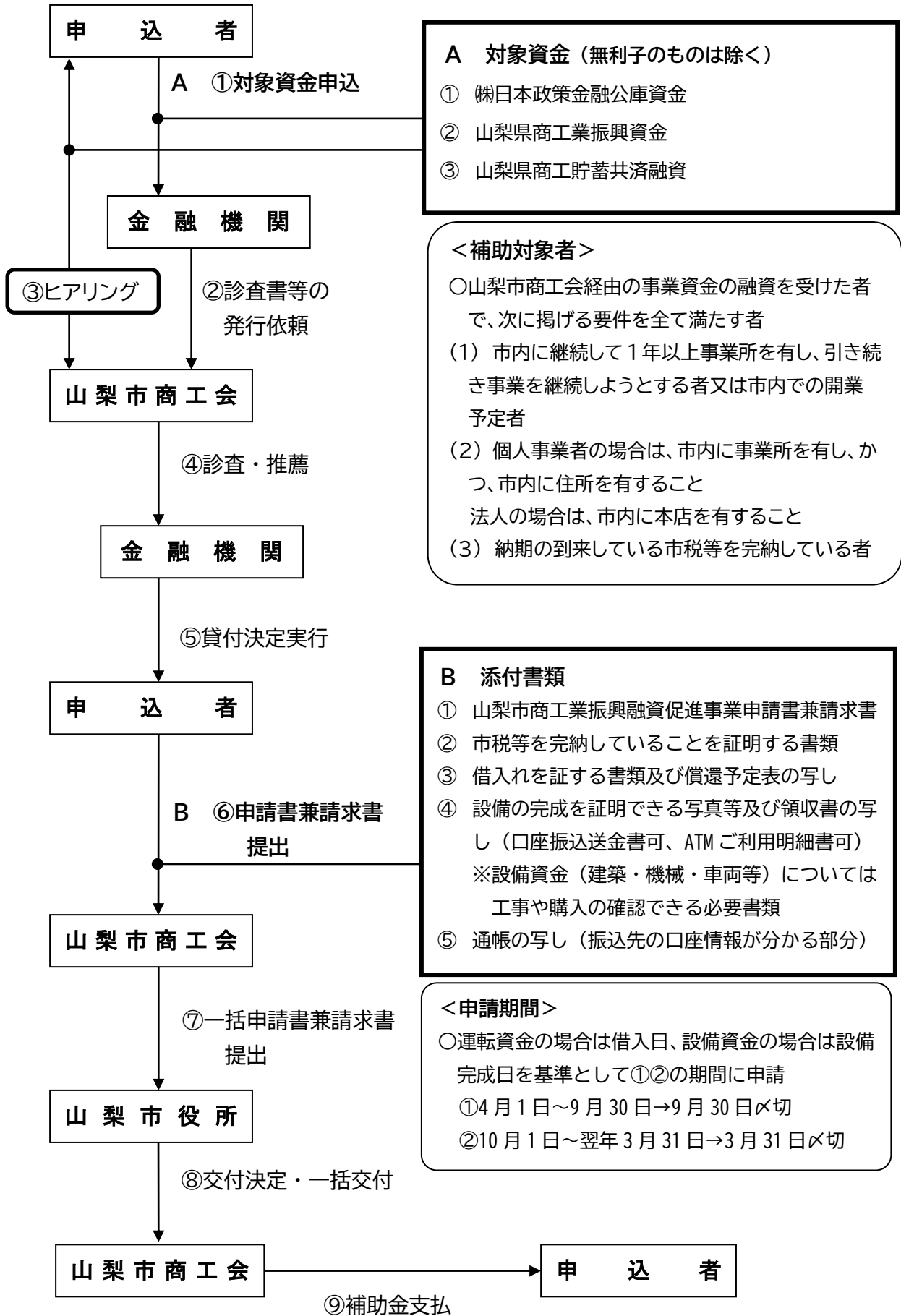


# 山梨市商工業資金融資促進事業 手続きのイメージ



- A 対象資金（無利子のものは除く）**
- ① (株)日本政策金融公庫資金
  - ② 山梨県商工業振興資金
  - ③ 山梨県商工貯蓄共済融資

**<補助対象者>**

○山梨市商工会経由の事業資金の融資を受けた者で、次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 市内に継続して1年以上事業所を有し、引き続き事業を継続しようとする者又は市内での開業予定者
- (2) 個人事業者の場合は、市内に事業所を有し、かつ、市内に住所を有すること  
法人の場合は、市内に本店を有すること
- (3) 納期の到来している市税等を完納している者

- B 添付書類**
- ① 山梨市商工業振興融資促進事業申請書兼請求書
  - ② 市税等を完納していることを証明する書類
  - ③ 借入れを証する書類及び償還予定表の写し
  - ④ 設備の完成を証明できる写真等及び領収書の写し（口座振込送金書可、ATMご利用明細書可）  
※設備資金（建築・機械・車両等）については工事や購入の確認できる必要書類
  - ⑤ 通帳の写し（振込先の口座情報が分かる部分）

**<申請期間>**

○運転資金の場合は借入日、設備資金の場合は設備完成日を基準として①②の期間に申請

- ①4月1日～9月30日→9月30日〆切
- ②10月1日～翌年3月31日→3月31日〆切